

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和4年度地籍調査事業計画（令和3年度補正予算繰越分を含む。）を次のように定めた。

調査を行う者の名称	調査目的	調査区域 (計画区名)	予定調査期間
水戸市	地籍の明確化	笠原町の一部（笠原Ⅴ）	【令和3年度補正繰越分】 令和4年3月9日～ 令和5年3月31日 対象：取手市（白山Ⅱ） 【令和4年度当初予算分】 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 対象：上記令和3年度補正予算繰越分以外の計画区
土浦市		右靱の一部（右靱【Ⅷ】）（右靱【Ⅸ】）	
古河市		上辺見、東牛谷、関戸の各一部（上辺見Ⅳ）	
		尾崎の一部（尾崎Ⅱ）、（尾崎Ⅲ）	
		女沼、下大野の各一部（女沼Ⅰ）	
石岡市		府中一丁目、二丁目、三丁目、五丁目、 若宮一丁目、三丁目の各一部（府中Ⅲ）	
		府中一丁目、二丁目、国府三丁目、 若宮一丁目、総社一丁目の各一部（府中Ⅳ）	
結城市		結城、小田林の各一部（結城Ⅳ）	
		結城の一部（結城Ⅴ）、（結城Ⅵ）	
龍ヶ崎市		川原代、入地の各一部（川原代Ⅻ・入地Ⅵ）	
常総市		豊岡町の一部（豊岡Ⅺ）（豊岡Ⅻ）	
高萩市		下君田の一部（下君田【Ⅸ】）（下君田【Ⅹ】）	
北茨城市		中郷町の一部（日棚【Ⅳ】）、（日棚・松井）	
取手市		白山一丁目、三丁目、四丁目、六丁目の各一部 （白山Ⅱ）（白山Ⅲ）	
つくば市		赤塚の一部（赤塚Ⅰ）（赤塚Ⅱ）	
ひたちなか市		足崎、高野の各一部（足崎Ⅵ） （足崎Ⅶ・高野Ⅴ）	
鹿嶋市		宮中の一部（宮中Ⅱ）（宮中Ⅲ）	
潮来市		上戸の一部（上戸Ⅳ）（上戸Ⅴ）	
守谷市		松並の一部（松並Ⅰ）（松並Ⅱ）（松並Ⅲ）	
筑西市		伊佐山、女方の各一部（女方Ⅱ）	
	菅谷、玉戸、一本松の各一部（一本松A2）		
坂東市	矢作、大崎、法師戸の各一部 （矢作Ⅴ・Ⅵ・大崎Ⅱ・Ⅲ・法師戸Ⅰ）		
	矢作の一部（矢作Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）		
稲敷市	伊佐部の一部（伊佐部Ⅰ）		
神栖市	太田の一部（押揚Ⅷ）（但馬山）（但馬山Ⅰ）		
大洗町	磯浜町の一部（磯浜町Ⅴ）		
	大貫町の一部（大貫町Ⅷ）		
大子町	外大野の一部（外大野Ⅲ）（外大野Ⅳ）		
	上野宮の一部（上野宮Ⅰ）（上野宮Ⅱ）		